

実践 所得税

コントロールタワー

回 数	内 容	ページ
第 1 回	第 1 章 所得税の概要 1. 所得税の仕組み 2. 青色申告 3. 確定申告書の提出義務者 4. 非課税所得 第 2 章 各種所得の概要 1. 利子所得 2. 配当所得 3. 不動産所得	P 2 ～ P 2 4
第 2 回	第 2 章 各種所得の概要 4. 事業所得 5. 給与所得 6. 退職所得 7. 山林所得 8. 譲渡所得 9. 一時所得 10. 雑所得 第 3 章 所得の計算 1. 配当所得の確定申告と申告不要 2. 不動産所得が事業的規模の場合と事業的規模でない場合の取扱いの差異 3. 事業所得の総収入金額と必要経費の実務上のポイント 4. 必要経費	P 2 5 ～ P 5 2

第 3 回	第 3 章 所得の計算 5. 損益通算と損失の繰越控除 6. 給与所得と特定支出 7. 譲渡所得の取得の日と譲渡の日 8. 居住用財産を譲渡した場合の特例のポイント 第 4 章 所得控除 1. 雑損控除 2. 医療費控除 3. 社会保険料控除 4. 小規模企業共済等掛金控除 5. 生命保険料控除 6. 地震保険料控除 7. 寄附金控除 8. 障害者控除 9. 寡婦控除 10. ひとり親控除 11. 勤労学生控除 12. 配偶者控除 13. 配偶者特別控除 14. 扶養控除 15. 基礎控除 第 5 章 税額計算 1. 総合課税と分離課税 2. 平均課税計算時のポイント 3. 住宅借入金等特別控除 第 6 章 上場株式等の譲渡と確定申告 第 7 章 復興特別所得税 1. 復興特別所得税の概要	P 5 3 ～ P 1 1 5
-------	---	-----------------

※ 上記カリキュラムの回数割・内容等については、講師の授業進度等により変更される場合があります。予めご了承ください。

■ 本講義・テキストの内容及び関係法令書類につきましては、令和 2 年 4 月 1 日現在確定している法令等に基づき作成しております。

実践 所得税

CONTENTS

第1章 所得税の概要

1. 所得税の仕組み	2
2. 青色申告	4
3. 確定申告書の提出義務者	8
4. 非課税所得	9

第2章 各種所得の概要

1. 利子所得	14
2. 配当所得	15
3. 不動産所得	18
4. 事業所得	25
5. 給与所得	28
6. 退職所得	31
7. 山林所得	32
8. 譲渡所得	33
9. 一時所得	37
10. 雑所得	39

第3章 所得の計算

1. 配当所得の確定申告と申告不要	44
2. 不動産所得が事業的規模の場合と 事業的規模でない場合の取扱いの差異	47
3. 事業所得の総収入金額と 必要経費の実務上のポイント	48
4. 必要経費	50
5. 損益通算と損失の繰越控除	55
6. 給与所得と特定支出	59
7. 譲渡所得の取得の日と譲渡の日	60
8. 居住用財産を譲渡した場合の特例のポイント	62

第4章 所得控除

1. 雑損控除	80
2. 医療費控除	82
3. 社会保険料控除	85
4. 小規模企業共済等掛金控除	86
5. 生命保険料控除	87
6. 地震保険料控除	89
7. 寄附金控除	90
8. 障害者控除	91
9. 寡婦控除	92
10. ひとり親控除	92
11. 勤労学生控除	93
12. 配偶者控除	94

13. 配偶者特別控除	95
14. 扶養控除	96
15. 基礎控除	97

第5章 税額計算

1. 総合課税と分離課税	100
2. 平均課税計算時のポイント	102
3. 住宅借入金等特別控除	106

第6章 上場株式等の譲渡所得と確定申告

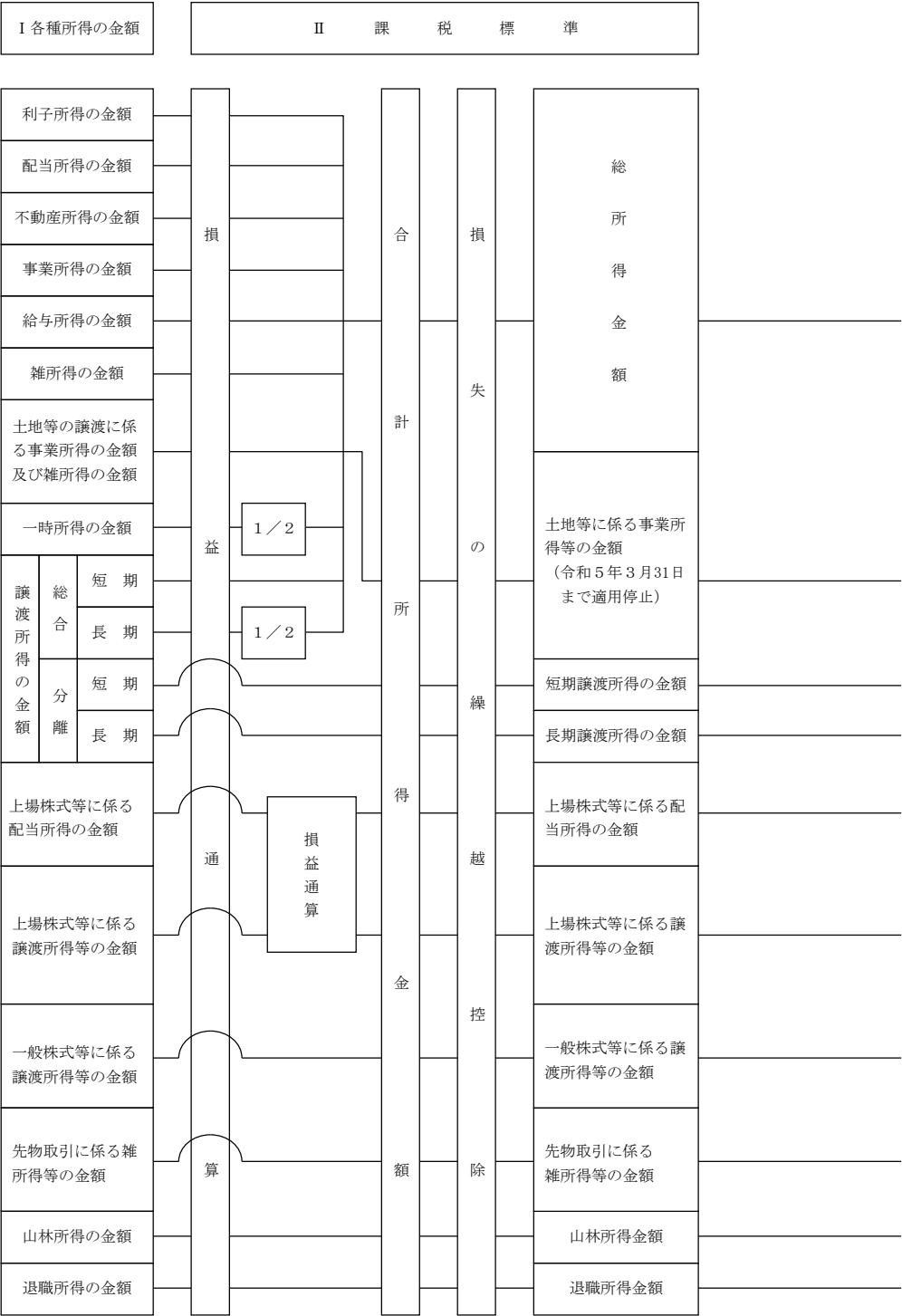
1. 上場株式等の譲渡所得と確定申告のチェックポイント	110
-----------------------------	-----

第7章 復興特別所得税

1. 復興特別所得税の概要	114
---------------	-----

《Memo》

1. 所得税の仕組み



2. 青色申告

1. 青色申告

青色申告とは、毎日の収入や経費などを帳簿に記帳し、その帳簿に基づいて所得や税額を計算し、申告する制度です。そして、青色申告を選択できるのは、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務を行う人に限定されています。したがって、給与所得しかない人は青色申告を選択することはできません。

2. 個人事業主は帳簿を作成

個人で事業をしている場合には、所得税の確定申告をする必要があります。確定申告書に記載する自分の所得や税額は自分で計算しなければいけませんが、帳簿がなければ正しい計算はできません。白色申告者（青色申告を選択していない人）でもこの帳簿付けが必要になりますから、青色申告を選択していろいろな特典の恩恵を受けることが得策です。

3. 青色申告承認申請書の提出

青色申告をしたい人は、「所得税の青色申告承認申請書」を納税地の所轄税務署に提出し、承認を受ける必要があります。

4. 提出時期

青色申告をしたい人は、「所得税の青色申告承認申請書」を青色申告をしようとする年の3月15日までに提出します。但し、1月16日以後に新たに業務を始めた人は、その始めた日から2ヶ月以内に提出すればよいことになっています。

5. 承認または却下

この青色申告承認申請書が提出されると税務署では青色申告を承認するか却下するかの通知をすることになっていますが、青色申告を始めたい年の12月31日までに通知がなければ承認されたことになります。通常はその通知はなく、承認されます。

6. 青色申告者の特典

青色申告者には、次のような特典があります。

- (1) 所得から青色申告特別控除額が最高で65万円控除できます。
- (2) 事業主と生計を共にしている配偶者や15歳以上の親族で、もっぱらその事業に従事している人に支払った給与が、労務の対価として適正であれば専従者給与として必要経費になります。
- (3) 欠損金の繰越控除（繰戻し還付）

事業所得などに損失が出て、純損失の金額があるときは、その損失額を翌年以降3年間にわたって、順次各年の所得から差し引くことができます。また、前年も青色申告をしている人は、その損失額を前年の所得から控除して、既に納付している前年分の所得税を還付してもらうこともできます。

- ① 事業主と生計を一にする親族であること
- ② 満15歳以上であること（その年12月31日現在）
- ③ 1年を通じ6ヶ月超の期間、事業主の事業に専ら従事していること
- (2) 青色事業専従者と認められるケース
次のような場合は、原則として青色事業専従者として認められます。
 - ① 昼間は事業主の事業に従事し、夜間は大学へ通っている。
 - ② 事業主の事業が年の中途で開業したような場合で、従事可能期間の2分の1を超える期間その事業に専ら従事している。
 - ③ 結婚等の理由によりその年中を通じて生計を一にする親族として事業に従事することができなかった場合で、従事可能期間の2分の1を超える期間その事業に専ら従事している。
- (3) 青色事業専従者と認められないケース
次のような場合は、青色事業専従者としては認められません。
 - ① 別の会社の正社員であり、土曜日と日曜日だけ仕事を手伝っている。
 - ② 老衰その他心身の障害により事業に従事する能力が著しく阻害されている。
 - ③ 大学生であり、夏休みの1ヵ月だけ家の手伝いをしている。なお、このような青色事業専従者と認められないケースで支払った給料は必要経費には計上できません。

9. 青色事業専従者給与

不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業を営む青色申告者が、「青色事業専従者給与に関する届出書」に記載した方法にしたがって、その記載されている金額の範囲内で青色事業専従者に給与の支払いをした場合には、労務の対価として相当であると認められる金額を、必要経費に算入できます。そして、青色事業専従者給与として必要経費に計上できるのは、通常の給料（月給など）と賞与に限定されています。今まで青色事業専従者として働いていた長女が結婚で仕事をやめるからといって退職金を支払ってもこの退職金は青色事業専従者給与として必要経費に計上することはできません。

10. 専従者給与を必要経費にするための手続き

- (1) 専従者給与の届出書
今年から青色事業専従者給与を必要経費にするためには、今年の3月15日までに「青色事業専従者給与に関する届出書」を税務署に提出します。なお、1月16日以降に新規開業した場合には、開業日から2ヶ月以内に上記「届出書」を提出すれば開業の年から青色事業専従者給与を必要経費にすることができます。
- (2) 給与支払事務所の開設届出書
青色事業専従者に給料を支払うことにした場合には、1ヶ月以内に所轄税務署に「給与支払事務所の開設届出書」を提出します。
- (3) 給与支払いの際の源泉所得税
給与の支払いをする際には、「源泉徴収税額表」に基づいて所得税を源泉徴収します。そして、この源泉徴収した所得税は、原則として、徴収した月の翌月10日までに金融機関等で納付することになりま